

令和7年

第1回市議会定例会 議案第29号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

函館市長 大 泉 潤

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第3条の2第1項中「初日（以下この条）」を「初日（次項）」に改め、同条第2項中「。以下この条において同じ」を削り、「2万2,540円」を「2万5,100円」に、「1万2,860円」を「1万4,300円」に、「8,600円」を「9,600円」に改める。

別表第2中

いじめ問題再調査委員会の委員	日額 12,000円	を
----------------	------------	---

いじめ問題再調査委員会の委員	同委員会が認める者からの事情等の聴取その他の方法による調査	日額 30,000円	に、
	同委員会が認める者からの事情等の聴取その他の方法による調査に係る報告書の作成	日額 30,000円	
	その他	日額 12,000円	

いじめ防止対策審議会の委員	日額 5,000円	を
---------------	-----------	---

いじめ 防止対 策審議 会	委員	函館市いじめ防止対策審議会条例（平成30年函館市条例第36号）第2条第1項第1号および第3号に掲げる事項についての調査審議	日額 5,000円	に
	委員 およ び臨 時委 員	函館市 いじめ 防止対 策審議 会条例 第2条 第1項 第2号 に掲げ る事項 につい ての調 査審議	同審議会または同 審議会の重大事態 調査部会が認める 者からの事情等の 聴取その他の方法 による調査	
		同審議会または同 審議会の重大事態 調査部会が認める 者からの事情等の 聴取その他の方法 による調査に係る 報告書の作成	日額 30,000円	
		その他	日額 12,000円	

改め、同表備考中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同表備考に第1項および第2項として次の2項を加える。

- 1 いじめ問題再調査委員会の委員が同一の日において上表の区分を異にする2以上の事務（同委員会の所掌事務に係るものに限る。）に従事した場合において、当該2以上の事務に係る報酬額が同額のときには当該報酬のいずれか一の報酬、当該2以上の事務に係る報酬額が異なるときには当該報酬額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その報酬のいずれか一の報酬）以外の報酬は、支給しない。
- 2 いじめ防止対策審議会の委員または臨時委員が同一の日において上表の区分を異にする2以上の事務（同審議会の所掌事務

に係るものに限る。) に従事した場合において、当該 2 以上の事務に係る報酬額が同額のときにつきは当該報酬のいずれか一の報酬、当該 2 以上の事務に係る報酬額が異なるときにつきは当該報酬額が最も高いもの(その額が同額の場合につきは、その報酬のいずれか一の報酬)以外の報酬は、支給しない。

第 2 条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

第 3 条の 2 第 2 項中「いう。)」の後ろに「または配偶者(同条例第 23 条第 2 項に規定する配偶者をいう。)」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定(特別職の職員の給与等に関する条例(以下「特別職給与等条例」という。)第 3 条第 2 項および第 3 条の 2 第 1 項の改正規定、同条第 2 項の改正規定(「。以下この条において同じ」を削る部分に限る。)ならびに別表第 2 の改正規定を除く。)による改正後の特別職給与等条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定(特別職給与等条例第 3 条第 2 項の改正規定に限る。)による改正後の特別職給与等条例の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(期末手当等の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の特別職給与等条例(以下「改正後の特別職給与等条例」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の特別職給与等条例の規定に基づいて支給された期末手当および寒冷地手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当および寒冷地手当の内払とみなす。

(市長への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

特別職の職員の期末手当の支給率等の改定およびいじめ問題再調査委員会等の委員の報酬額の改定をし、いじめ防止対策審議会に置くことができることとなる臨時委員に報酬を支給することとし、ならびに規定を整備するため